

日本赤十字豊田看護大学新型コロナウイルス感染予防対策指針 Ver.4

警戒レベル	大学の感染予防対策実施方法	
	講義・演習・実習	課外活動等(クラブ・サークル・自治会活動等)【学外対応】
注意	感染予防対策の上で ・講義・演習・実習(対面授業)を実施。	感染予防対策の上で ・課外活動等を実施。 ただし、学外者とともに活動する場合は事前に大学の許可を得ること。
警戒	感染予防対策の上で、 ・講義:原則として対面授業を実施。 ・演習(技術演習・ゼミナール) :対面授業と遠隔授業を併用して実施。 対面授業は人数を制限して実施。 ・体育実技 :テニスコート・グラウンドで実施。 原則として体育館は使用しない。 ・実習(臨地) :①原則として対面授業を実施。 ②必要に応じて、人数、日程、方法を施設と調整。 ③②の調整が困難な時には、(学内)に変更。 ・実習(学内) :人数を制限して対面授業を実施。	クラブ・サークル活動について、下記の感染予防対策を含む活動計画を立案し、大学の承認を受けた場合に限り実施することができる。 ただし、臨地実習を控える学生は、実習開始2週間前から参加不可とする。 課外活動等は感染予防対策を徹底した上で、 ・屋外での課外活動が可能。 ・活動時間は2時間/日以内を目安とすること(テニスコート、グラウンド等)。 ・飲食や宿泊を伴う会議や密閉・密集・密接となる行事、会合、集会等は禁止。 <活動の例> ○ 密を避けたテニスサークルのテニスコートでの活動 ○ 密を避けた屋外でのボランティア活動 ○ オンラインでの勉強会 × 体育館でのバレーボール、バドミントン等 × 音楽ライブ等を実施すること × 病院や介護老人保健施設での高齢者を対象としたボランティア活動 【学外者の図書館利用を原則として不可とする。】
厳重警戒	感染予防対策の上で、 ・講義は対面授業と遠隔授業を併用して実施。 ・演習・実習は原則として警戒レベルの実施方法とする。 ・感染拡大状況に応じて実施方法を見直し、遠隔に切り替える。	・全ての活動(SNS等ネット上での活動を除く)を中止 【学外者の図書館利用を不可とする。】
危険	感染予防対策の上で、 ・講義の実施(遠隔授業のみ実施) ・演習の実施(遠隔授業のみ実施) ・実習の実施(原則として厳重警戒レベルの実施方法とする)	・全ての活動(SNS等ネット上での活動を除く)を中止 【学外者の図書館利用を不可とする。】
食事場面の基準	全ての警戒レベルにおいて 黙食 を徹底する。	

※大学の予防指針は、愛知県の感染レベルを参考にした警戒レベルとする。
 ※この指針に基づき、実施することを原則とする。愛知県内の情報を総合的に判断し、最終的には対策本部が決定する。